

証券コード 171A
(電子提供措置の開始日) 2025 年 11 月 19 日
(発送日) 2025 年 11 月 26 日

株 主 各 位

埼玉県所沢市くすのき台三丁目 18 番地 5
リ ン ク ス ビ ル 5 階
株 式 会 社 ゼ ロ ジ ャ パ ン
代 表 取 締 役 浅 村 裕 二

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスいただき、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://zerojapan.jp/irnews/>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下のウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ゼロジャパン」又は「コード」に「171A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合には、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025 年 12 月 10 日（水曜日）17 時 30 分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025 年 12 月 11 日（木曜日） 午後 1 時
2. 場 所 埼玉県所沢市くすのき台三丁目 18 番地 5 リンクスビル 5 階
当社会議室

3. 目的事項

決議事項

- | | |
|---------|-------------|
| 第 1 号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第 2 号議案 | 監査役 1 名選任の件 |
| 第 3 号議案 | 会計監査人選任の件 |
| 第 4 号議案 | 監査役の報酬額改定の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書において、各議案について賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

監査体制の一層の強化を図るため、監査役会及び会計監査人設置会社へ移行し、監査役の員数を増加させ、会計監査人が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結することができる規定を新設するものであります。なお、変更案第36条につきましては、監査役の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
第1条～第3条 (省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) 監査役
(新設)	<u>(3) 監査役会</u>
(新設)	<u>(4) 会計監査人</u>
第5条～第27条 (省略)	第5条～第27条 (現行どおり)
第5章 監査役	第5章 <u>監査役及び監査役会</u>
(監査役の員数)	(監査役の員数)
第28条 当社の監査役は、 <u>3</u> 名以内とする。	第28条 当社の監査役は、 <u>5</u> 名以内とする。
第29条～第30条 (省略)	第29条～第30条 (現行どおり)
(新設)	<u>(常勤の監査役)</u>
	<u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>
(新設)	<u>(監査役会の招集通知)</u>
	<u>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
	<u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>

現行定款	変更案
(新設)	(監査役会規程)
第31条～第32条 (省略)	第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。
(新設)	第34条～第35条 (現行どおり)
(新設)	第6章 会計監査人
	(会計監査人の責任限定契約)
	第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第6章 計 算	第7章 計 算
第33条～第36条 (省略)	第37条～第40条 (現行どおり)

第2号議案 監査役1名選任の件

監査体制の一層の強化を図るため、監査役1名の増員選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
大日方 和幸 (1964年7月31日) (新任)	1987年4月 株式会社新星堂 入社 2010年12月 株式会社アイエム 入社 2012年7月 有限会社ハル工房 入社 2012年11月 当社 入社 (現在に至る)	-

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 大日方和幸氏は新任の常勤監査役候補者であります。大日方和幸氏を常勤監査役候補者とした理由は、リユース事業全般及び店舗開発等で培った不動産事業における専門的知見を有し、当社事業の特性を踏まえた監査・監督機能を発揮できると期待されるためです。また、豊富な実務経験に基づき、取締役の職務執行に対する適切な監督を行い、ガバナンス体制の一層の強化に資するものと判断し、常勤監査役候補者として選任するものであります。

3. 当社は、大日方和幸氏との間で会社法第 427 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とします。

第 3 号議案 会計監査人選任の件

第 1 号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件に、監査体制の一層の強化を図るため、会計監査人の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役の決定に基づいております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	東光有限責任監査法人
主たる事務所の所在場所	〒162-0824 東京都新宿区揚場町 1 丁目 1 番 揚場ビル 3 階
概 要	設立 1990 年 1 月 出資金 15,000 千円 社員数・補助者数 社員：公認会計士 15 名 職員：公認会計士 45 名（外部協力者含む） その他：2 名 監査会社等の数 金商法・会社法監査/12 社 金商法監査/1 社 会社法監査/5 社 学校法人監査/9 社 労働組合監査/3 社 その他の法定監査/3 社 その他の任意監査/31 社 合計 64 社（2025 年 6 月 30 日現在）

(注) 1. 東光有限責任監査法人を会計監査人候補者とした理由は、上場会社の監査経験を豊富に有し、当社の事業内容及び規模に即した適切かつ独立性の高い監査を遂行できる体制を備えております。さらに、当社グループの内部統制やガバナンス体制を踏まえた監査実績・知見を有しており、会計監査人として適任であると判断したためであります。

2. 当社は、東光有限責任監査法人との間で会社法第 427 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とします。

第 4 号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2023 年 9 月 20 日開催の第 20 回定時株主総会において年額 1,000 万円以内とご決議いただき今日に至っております。

今般、監査体制の一層の強化を図るため監査役を増員すること等、諸般の事情を考慮して、監査役の報酬額を年額 2,000 万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役は 2 名ですが、第 3 号議案が原案どおり承認可決されますと、監査役は 3 名となります。

以 上

MEMO

[illegible]

MEMO
